

第七十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十九号

昭和四十八年四月二十日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長 鴨田 宗一君

理事 大村 襄治君

理事 村山 達雄君

理事 阿部 助哉君

理事 荒木 宏君

理事 越智 通雄君

理事 木野 晴夫君

理事 小泉純一郎君

理事 塩谷 一夫君

理事 坊 秀男君

理事 塚田 庄平君

理事 村山 喜一君

出席政府委員

大蔵政務次官 山本 幸雄君

大蔵省国際金融局長 林 大造君

委員外の出席者

大蔵委員会調査室長 末松 経正君

四月十九日

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

同日

付加価値税の新設反対等に関する請願(北側義一君紹介)(第二九四七号)

同(瀬野栄次郎君紹介)(第二九四八号)

同外三件(広沢直樹君紹介)(第二九四九号)

付加価値税の新設反対に関する請願(広沢直樹君紹介)(第二九五〇号)

同(竹村幸雄君紹介)(第三〇四五号)

国民金融公庫の定員増加等に関する請願(高沢寅男君紹介)(第二九七七号)

同(増本一彦君紹介)(第三一〇四号)

音楽、舞踊、演劇等の入場税撤廃に関する請願(田中美智子君紹介)(第三〇三三号)

同(渡辺三郎君紹介)(第三〇四七号)

同(田中美智子君紹介)(第三一〇三三号)

所得税等の課税最低限度額引上げに関する請願(田中美智子君紹介)(第三一〇二二号)

荒尾市月田区の国有家屋払下げに関する請願(谷口善太郎君紹介)(第三一七六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申し入れに関する件

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案(内閣提出第四四号)

○鴨田委員長 これより会議を開きます。

この際、連合審査会開会申し入れの件についておはかりいたします。

目下物価問題等に関する特別委員会において審査中の生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律案、及び、生活関連物資の買占め及び売惜しみに対する規制措置等に関する法律案について、物価問題等に関する特別委員会に連合審査会の開会を申し入れたいと存じます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○鴨田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきまして、委員長間で協議の上、公報をもってお知らせいたします。

○鴨田委員長 アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案を議題といたします。

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鴨田委員長 まず、政府より提案理由の説明を求めます。山本政務次官。

○山本(幸)政府委員 ただいま議題となりましたアフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この法律案は、別途国会の御承認をお願いしておりますアフリカ開発基金を設立する協定に基づきまして、わが国がアフリカ開発基金に参加することに伴い必要な措置を規定することを目的とするものであります。

アフリカ諸国は、一九六四年にアフリカ開発銀行を設立しましたが、同銀行は、通常の貸し付け条件による融資を行なっておりますので、緩和された条件による融資を必要とする国に対する融資活動には制約があります。このため、新たに先進国の参加を得て、アフリカ開発基金が設立されることとなりました。

この基金は、既存のアフリカ開発銀行の活動を援助し、緩和された条件による融資を行なうことにより、アフリカ諸国の経済的、社会的開発に貢献しようというものであります。

政府といたしましては、本基金への参加が、アフリカ諸国の経済的、社会的開発に資することにも、これら諸国と日本との間の友好関係の増進にも、大きな貢献をするとの観点から、設立当初からこれに参加するとの方針をとり、本基金の設立協定に署名した次第であります。

同協定には、アフリカ開発銀行のほか、わが国を含め十五カ国がすでに署名を了しております。次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず、政府は、同基金に対し、協定に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができるといたしております。

次に、基金への出資は、協定により国債の交付によって行なうことが認められておりますので、この国債の発行権限を政府に付与することともに、その発行条件、償還等に関して必要な事項を定めております。

なお、基金が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として、日本銀行を指定することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容の概略であります。

何とぞ、御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○鴨田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

次回は、来る二十四日火曜日、午前十時理事會、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会をいたします。

午前十四時四十二分散会

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律案

アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、アフリカ開発基金（以下「基金」という。）に参加するために必要な措置を講じ、及びアフリカ開発基金を設立する協定（以下「協定」という。）の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)

第二条 政府は、基金に対し、協定第一条に規定する計算単位による千五百万計算単位に相当する金額の範囲内において、本邦通貨により出資することができる。

(国債による出資等)

第三条 政府は、前条の規定により基金に出資する本邦通貨に代えて、その全部又は一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律（昭和二十七年法律第百九十一号）第十条第三項から第七項まで（国債の発行条件、償還等）の規定は、前項の規定により発行する国債について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「銀行」とあるのは、「アフリカ開発基金」と読み替えるものとする。

(寄託所の指定)

第四条 日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七条（業務）の規定にかかわらず、協定第三十三条の規定による基金の保有する本邦通貨その他の資産の寄託所としての業務を行なうものとする。

附 則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十三条第九号中「及びアジア開発銀行」を「アジア開発銀行及びアフリカ開発基金」に改める。

理 由

アフリカ開発基金への参加に伴い、同基金に対する出資の額及びその方法等について所要の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。